令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

令和８年１１月１０日
坂井市告示第２７３号

（趣旨）

第１条　この告示は、電気料金等の物価高騰の影響が大きく見込まれる障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）を運営する法人に対して交付する令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）に関し、坂井市補助金等交付規則（平成１８年坂井市規則第３５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　支援金の交付を受けることができる者は、市税の滞納がない者であって、次の各号のすべてに該当する法人とする。

（１）令和８年７月１日において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づき、指定を受けている事業所を市内に設置していること。ただし、令和８年７月２日以降に新たに事業所を設置する場合は、令和８年９月１日までに指定を受けているものに限り、交付の対象とする。

（２）支援金の申請日時点においてサービスを提供しており、かつ今後も事業を継続する意思を有し、事業所の休止又は廃止を行う予定がないこと。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和８年１２月３１日までに市長に申請するものとする。ただし、支援金の交付申請は法人単位で申請するものとする。

（１）坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金額内訳書（様式第２号）

（２）その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第５条　市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及びその額について決定し、令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書（様式第３号）又は令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により、交付の決定をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の取消し及び返還）

第６条　市長は、支援金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（２）支援金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

２　市長は、前項の規定により支援金の交付を取り消したときは、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

（関係書類の保管）

第７条　支援金の交付を受けた者は、この支援金に係る書類を支援金の交付を受けた会計年度終了後５年間保存しなければならない。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第７条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第３条関係）

分類	サービス種別	補助金の額
入所系	（１） 施設入所支援 （２） 共同生活援助	１，８００円に令和８年７月１日時点における定員数を乗じて得た額。
通所系	（１） 短期入所（入所系と重複するものを除く。） （２） 生活介護 （３） 自立訓練（宿泊型自立訓練を含む。） （４） 就労移行支援 （５） 就労継続支援Ａ型 （６） 就労継続支援Ｂ型 （７） 就労選択支援 （８） 児童発達支援 （９） 放課後等デイサービス	１，４４０円に令和８年７月１日時点における定員数を乗じて得た額。
訪問・相談系	（１） 居宅介護 （２） 重度訪問介護 （３） 同行援護 （４） 行動援護 （５） 計画相談支援 （６） 地域移行支援 （７） 地域定着支援 （８） 障害児相談支援	１施設当たり１１，８５０円

備考

１ 支援対象期間は令和８年７月から令和８年９月までの３か月間とする。

２ 入所系サービス及び通所系サービスを一体的に運営している場合は、いずれか一方を補助対象施設とする。ただし、入所系を運営している法人が別に通所系の指定を受けている場合は、それぞれ申請することができる。

３ 通所系サービスにおいて、多機能型事業所の定員の合計数をすべてのサービスを通じて設定している場合は、その合計数により算定するものとする。

４ 訪問系サービス又は相談系サービスを一体的に運営している場合は、一の事業所として取り扱うものとする。

５ 令和 8 年度坂井市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金の算定対象となった施設及び定員については、本支援金の算定対象としない。

６ 令和８年７月２日から令和８年９月１日までに指定を受けた事業所は、指定月の翌月からを支援対象期間として月割りで支給額（小数点以下は切り捨て）を算定する。この場合定員数は、指定を受けた月の翌月１日時点とする。ただし、１日に指定を受けた場合は、指定を受けた月からの支給対象となる。なお、申請時点で廃止・休止している場合又は廃止・休止の予定がある場合（事業継続の意向がない場合）は、支給対象外とする。

様式第１号（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

坂井市長　池田　禎孝　様

申請者
住所（法人所在地）
氏名（法人名及び代表者氏名）　　（※）
連絡先（電話番号）

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
法人の場合、代表者本人が手書きしない場合
は記名押印してください。

令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

支援金等の交付を受けたいので、坂井市補助金等交付規則及び坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。
なお、市に対して納付又は納入すべき税の納付状況及び申請内容の審査に係る他課等への照会について、市長が調査することに同意します。

1 補助年度		令和８年度	
2 補助金等の名称		令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金	
3 補助事業等	(1) 名称	坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業	
	(2) 目的	障害福祉サービス事業所等の経済的負担の軽減	
	(3) 概要	物価高騰の影響が大きく見込まれる障害福祉サービス事業所等に対し、電気料金等高騰分相当を支援し、経済的負担軽減を図ることにより、障害福祉サービス等の安定的な提供を維持する。	
4 補助金等の交付申請及び請求額		円	
5 補助金等の振込先	金融機関名・支店名		
	金融機関コード		支店コード
	口座種別	普通　・　当座	
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義人		
6 添付書類 （提出する書類の□欄を ﾁｪｯｸ(☑)してください。）		□坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金額内訳書（様式第２号） □振込先口座が確認できる書類の写し □事業所の定員数が分かる資料（運営規定・重要事項説明書等）	

担当課所見　（注：申請者の記入不要）

補助金等支出の適否		審査事項
・公益上の必要性はあるか	適・否	~~□前年度繰越金~~　　~~□自己財源~~
・時代のニーズにあっているか	適・否	~~□他補助金等の有無（国県、他市町村、団体、無）~~
・目的達成の可能性はあるか	適・否	□補助対象等事業費　　□市税納付状況
・事業の見直しは行っているか	適・否	□補助金等の額

様式第２号（第４条関係）

坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金額内訳書

法人名：

	対象事業所名	（１）サービス種別	（２）定員数（人）	（３）算定月数（月）	（４）支援金額（円）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
			合計		

１　（２）定員数：令和８年７月１日現在の人数

２　入所系サービス及び通所系サービスを一体的に運営している場合は、いずれか一方を交付対象施設とする。ただし、入所系を運営している法人が別に通所系の指定を受けている場合は、それぞれ申請することができる。

３　通所系サービスにおいて、多機能型事業所の定員の合計数をすべてのサービスを通じて設定している場合は、その合計数により算定するものとする。

４　令和 8 年度坂井市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金の算定対象となった施設及び定員については、本支援金の算定対象としない。

５　令和８年７月２日から令和８年９月１日までに指定を受けた事業所は、指定月の翌月からを支援対象期間として月割りで支給額（小数点以下は切り捨て）を算定する。この場合定員数は、指定を受けた月の翌月１日時点とする。ただし、１日に指定を受けた場合は、指定を受けた月からの支給対象となる。なお、申請時点で廃止・休止している場合又は廃止・休止の予定がある場合（事業継続の意向がない場合）は、支給対象外とする。

様式第３号（第５条関係）

坂井市社指令第　　号

令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金
交付決定兼確定通知書

補助事業者等
住所
事業者名
代表者名

令和　　年　月　日付で提出された令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書について、坂井市補助金等交付規則及び令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の規定に基づき審査した結果、次のとおり交付を決定し、補助金等の額について確定したので通知します。

令和　　年　月　日

坂井市長　　池田　禎孝
（　公　印　省　略　）

1 補助年度	令和８年度
2 補助金等の名称	令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金
3 補助事業等の名称	坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業
4 補助金等の交付確定額	円
5 振込日	
6 交付条件	１　市に対して納付又は納入すべき税等に滞納がある場合は、交付の決定を取り消すことがあります。 ２　この補助金等を目的外に使用したり、規則に違反したときは、その全部又は一部を返還させることがあります。 ３　補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、市長が補助事業者等に対して報告を求め、又は市職員に当該補助事業者等の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるときは、これに協力してください。 ４　この補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた会計年度終了後５年間保存してください。

担当課：　社会福祉課　　担当者名：　　電話番号：　0776-50-3041

様式第４号（第５条関係）

坂井市社指令第　　号

令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金
不交付決定通知書

補助事業者等
住所
事業者名
代表者名

令和　　年　月　日付で提出された令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書兼請求書について、坂井市補助金等交付規則及び令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の規定に基づき審査した結果、次のとおり不交付としたので通知します。

令和　　年　月　日

坂井市長　　池田　禎孝

1 補助年度	令和８年度
2 補助金等の名称	令和８年度坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金
3 補助事業等の名称	坂井市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業
4 不交付とした理由	